

改正後

改正前

(貸付けの決定)

第九条 略

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行つたときは、沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（別記第三号様式）を申請者に交付するとともに、その旨を貸付申請書の経由に係る漁業協同組合、第十七条の規定により事務の委託を受けた東日本信用漁業協同組合連合会（以下「事務委託機関」という。）に沿岸漁業改善資金貸付決定連絡書（別記第四号様式）により通知するものとする。貸付けをしない旨の決定を行つたときも同様とする。

(事業実施報告書等)

第十二条 略

貸付金の種類	貸付条件	区分	証明書等
操船作業省 力化機器等 設置資金 補機関等駆 動機器等設 置資金 燃料油消費 節減機器等	略 機器等が船舶安全法第六条 の五第一項の型式承認を受け、同項の検定に合格したこと。	機器等が船舶安全法第九条第四項の検定合格証明書	船舶安全法第九条第四項の検定合格証明書
合 格したも のである場 合	受け、検定に 合格したも のである場 合	受け、検定に 合格したも のである場 合	受け、検定に 合格したも のである場 合

(貸付けの決定)

第九条 略

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行つたときは、沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（別記第三号様式）を申請者に交付するとともに、その旨を貸付申請書の経由に係る漁業協同組合、第十七条の規定により事務の委託を受けた千葉県信用漁業協同組合連合会（以下「事務委託機関」という。）に沿岸漁業改善資金貸付決定連絡書（別記第四号様式）により通知するものとする。貸付けをしない旨の決定を行つたときも同様とする。

(事業実施報告書等)

第十二条 略

貸付金の種類	貸付条件	区分	証明書等
操船作業省 力化機器等 設置資金 補機関等駆 動機器等設 置資金 燃料油消費 節減機器等	略 機器等が船舶安全法第六条 の四第一項の型式承認を受け、同項の検定に合格したこと。	機器等が船舶安全法第九条第四項の検定合格証明書	船舶安全法第九条第四項の検定合格証明書
合 格したも のである場 合	受け、検定に 合格したも のである場 合	受け、検定に 合格したも のである場 合	受け、検定に 合格したも のである場 合

設置資金

漁船転覆防
止機器等設
置資金

救命消防設
備購入資金

漁船衝突防
止機器等購
入資金

婦人・高齢者
活動資金

漁業経営開
始資金

(事務委託機関)

第十七条 知事は、貸付金の貸付けに係る債権についての保全及び取立に関する事務（貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定の事務を除く。）の一部を東日本信用漁業協同組合連合会に委託することができる。

設置資金

漁船転覆防
止機器等設
置資金

救命消防設
備購入資金

漁船衝突防
止機器等購
入資金

婦人・高齢者
活動資金

漁業経営開
始資金

(事務委託機関)

第十七条 知事は、貸付金の貸付けに係る債権についての保全及び取立に関する事務（貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定の事務を除く。）の一部を千葉県信用漁業協同組合連合会に委託することができる。